

佐賀市長 秀島敏行から認可申請のあった佐賀市営土地改良事業(ほ場整備)須田地区の換地計画は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により適当であると決定したので、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの換地計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成24年1月5日までに佐賀県佐賀中部農林事務所(郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番1号)に提出してください。

平成23年11月22日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

佐賀市営土地改良事業(ほ場整備)須田地区の換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成23年11月24日から平成23年12月21日まで

3 縦覧の場所

佐賀市役所